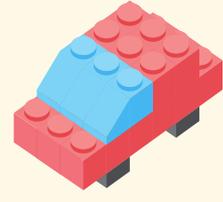
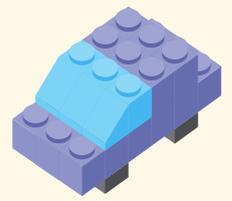
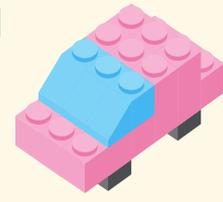
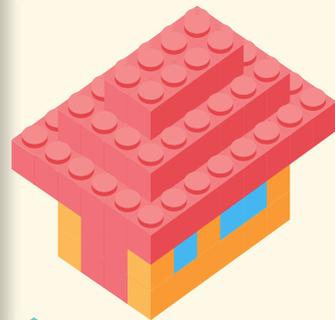
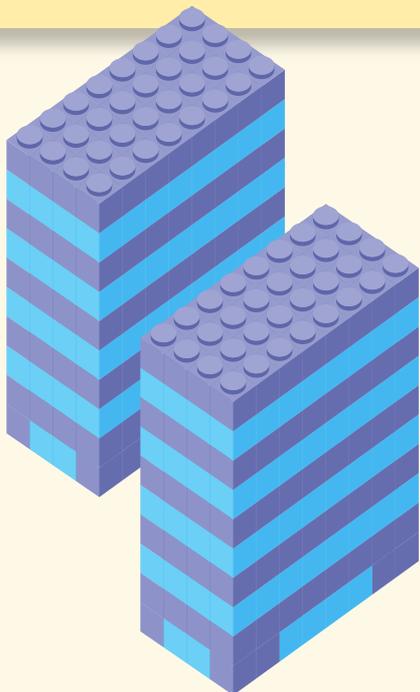


違いを生み出す

# 生損保 リスク チェック

 個人・法人の生損保リスク  
チェックを活用した切り口

 生保アプローチトークの  
引き出しにも活用できる



FPS

セールス手帖社保険FPS研究所

# CONTENTS

<b>第1章</b>	<b>なぜ、生損保ワンストップサービスは効果があるのか?</b>	3
1	今、お客さまが求めているもの、競合が提供しているもの	4
2	生損保ワンストップサービスのメリット	5
3	なぜ、あえて損保の話題から入るのか?	6
4	リスクチェックのポイント～優先順位～	7
5	リスクチェックシートの使い方	8
<b>第2章</b>	<b>アプローチのヒント</b>	9
個人編	1 会社員	10
個人編	2 自営業者	15
法人編	3 法人共通：人のリスク	19
法人編	4 建設業	25
法人編	5 製造業	28
法人編	6 運送業	31
法人編	7 販売業(卸・小売業)	34
法人編	8 飲食業	37
法人編	9 不動産(マンション・アパート)賃貸業	40
<b>第3章</b>	<b>アプローチの実践・損保の話題からリスクチェックへ</b>	43
個人編	1 分譲マンションは頑丈だから地震保険はいらない?	44
個人編	2 自宅が火元になって隣家に燃え移ったら…	46
個人編	3 歩いている時に自動車事故にあったら…	48
個人編	参考 子どもやペットのいる家庭のリスクは?	50
法人編	4 建設業の下請け労働者がケガ! 元請会社の責任はどうなる?	54
法人編	5 「労災事故の内容で補償が違う」のは変?	56
法人編	6 役員が経営に関して損害賠償請求を受けたら?	58
法人編	7 海外に商品を輸出した覚えがないのに、海外から損害賠償を請求されたら?	60
法人編	8 賃貸アパートの網戸が外れて通行人を直撃、賠償責任を問われたら…	62
法人編	9 厨房で火災発生。休業を余儀なくされたら…	64
法人編	10 輸入品の欠陥で販売店が訴えられるの?	66
法人編	11 荷おろし中に通行人にケガをさせてしまったら…	68
法人編	参考 労災事故や社員の自殺で会社の過失が認定された! 巨額の賠償請求は保険で補償されるの?	70

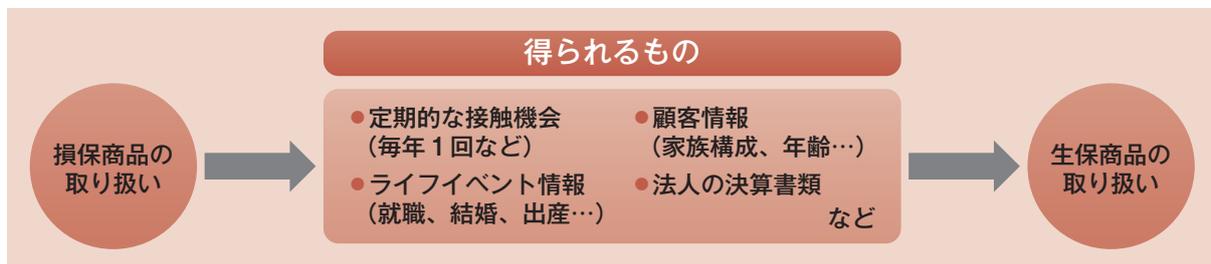
## 2

# 生損保ワンストップサービスのメリット

## 1 損保を取り扱う効果

例えば、自動車保険を取り扱うと、運転者の年齢条件などを確認する際に家族構成や年齢などの顧客情報を無理なく入手できます。さらに、原則として損保は1年毎の更改手続きが必要になるので、毎年1回必ずお客さまと接触する機会がつかれます(場合によっては、お客さまの都合などに合わせて保険期間が3年や5年などの複数年契約とすることもできます)。その際、ご家族の就職や結婚、出産などのライフイベントの情報を入手することもできます。生保の優績者の中にも、このような理由からあえて積極的に自動車保険などの損保を取り扱っている方もいます。

また、法人向け損保商品を取り扱う際には決算書類が契約にあたっての必要書類となる場合が多く、それが結果的に生命保険の提案につながる可能性もあります。



## 2 関心のポイントは生命保険とは限らない

お客さまの関心があるポイントは生命保険とは限りません。むしろ、ニーズ顕在型商品である損害保険に関心がある場合が多いのではないのでしょうか? その場合は、まずは損保の話題から入っていく方がスムーズです。実際に、前述の子どもの自転車事故の話はマスコミでも大きく取り上げられ、子どものいる家庭では関心が高いと思いますが、それに対する問題解決の手段を明確に提示できれば一瞬で信頼を得ることも可能です。地震、ゲリラ豪雨、飛行機の墜落、大規模火災など…タイムリーな話題と損保は密接に関係していることが多いといえます。そこから焦らず生保の話題に話を広げていけばよいのです。そして、いったん損保の契約者になっていただければ、少なくとも毎年(複数年契約の場合は毎回)の更改手続きなどの際に生保の話をするチャンスが訪れます。

## 3 お客さまに接触するチャンスが何度も訪れる

お客さまに生保の話をして断られた後、再度連絡するタイミングがつかめないということはないですか? このような場合も、もし損保の契約者であれば、毎年(毎回)の更改手続きの際に無理なくお客さまと保険の話をする機会が訪れます。これは、再度生保の話をするチャンスになります。

## 4 損害保険募集人と連携する方法も

現在、損害保険募集人資格を持っていない、あるいは、資格はあるものの自信がないという方でも、損害保険募集人と連携することで、同様の効果が期待できます。自信がない方でも数をこなすことで徐々に知識と経験が蓄積され、それが自信につながってくるはずです。



建設業

## 1 特徴

- 建設業は景気に左右されやすく、景気回復期には公共投資により需要が活発化します。
- 職人の高齢化と若手入職者の減少により人手不足の傾向が続いています。今後、高齢層の多くが離職していくため人手不足の傾向に拍車がかかることが予想されています。
- 建設現場での転落、重量物の下敷きなどの労働災害が多くなりがちです。

## 2 主なリスクの種類

法人共通の人（経営者・役員・従業員）のリスク（P19参照）以外の建設業の主なリスクは、自動車のリスク、財物のリスク、労務のリスク、賠償責任のリスクに分類できます。

自動車のリスク	自動車	車両(自家用貨物車など)の盗難・損傷などや対人・対物の賠償責任リスク ↳ 社有車で資材運搬中に従業員が自動車事故を起こしたなど
財物のリスク	事務所、設備、什器等	事務所、什器・備品などの火災・爆発・盗難などのリスク ↳ 事務所の建物の一部が火災で焼失したなど
	建築中の建物、資材	建築中の建物、資材の火災・盗難などのリスク ↳ 建築中の建物が火災で焼失したなど
労務のリスク	従業員など	業務上の災害による従業員の死傷等(建設現場での転落、重量物の下敷きなど)やセクハラ・パワハラによる精神疾患などのリスク ↳ 建設現場の事故で従業員が死亡したなど
賠償責任のリスク	第三者への賠償責任	建設現場での資材などの落下、崩壊などによる第三者(通行人、近隣家屋など)への損害に対する賠償責任リスク ↳ 建設現場からの落下物が通行人を直撃してケガをしたなど 個人情報の漏えいによる賠償責任リスク ↳ 会社HPへの不正アクセス等により個人情報が外部に流出したなど 役員が第三者から訴えられるリスク ↳ 事業提携を解消したところ、提携先からそれまでの投資金額が回収不能となったとして役員が賠償請求されたなど
	引き渡し後の賠償責任	建築物の引き渡し後の損害(対人、対物)に対する賠償責任リスク ↳ 建築工事の不備で、建築物の引き渡し後に、水もれによる損害を与えて賠償請求されたなど

## 自宅が火元になって 隣家に燃え移ったら…

### 隣家が火災保険に入っていなかったら…

自宅が火事になった時に備えて火災保険に加入している方は多いと思います。でも、もし自宅の火事が隣家に燃え移ってしまったら(類焼したら)どうなりますか？

その場合、「隣家への責任は問われないんじゃないの?」と思う方も少なくないかもしれません。法律上は確かにそのとおりです。木造家屋の多い日本では民法の特別法である失火責任法(失火ノ責任ニ関スル法律)によって、重過失がない時は、賠償責任は問われないことになっています。

これを類焼の被害者である隣家の立場から見ると、出火元に損害賠償を請求できないことになります。しかし、場合によっては大変なことになってしまいます。なぜなら、隣家が十分な補償のある火災保険に入っていれば保険金で損害が補てんできますが、もし火災保険に入っていないか、入っていても十分な補償がない場合は、損害が補てんできず隣家の修繕や再建に支障が出るおそれがあるからです。この時、火元である加害者側が、加入している火災保険で自宅を再建したとすると、どうでしょうか？ 加害者側が火災保険の保険金で再建された新居に住み、被害者である隣家は焼失した自宅を前に途方に暮れるということにもなりかねません。

このような事態を回避するために、類焼損害を補償する火災保険の特約(類焼損害・見舞費用特約など)があります。この特約は、出火元の過失の有無を問わず、火災・破裂・爆発によって近隣が類焼した場合の類焼先の被害を補償するものです。ただし、被害者側が火災保険等に加入していて保険金を受け取れる場合は、その保険金で不足する金額がある場合に限り、この特約から支払われます。



#### ■類焼損害補償の保険金の例(全焼の場合)

隣家の再建築価格	隣家の火災保険金	類焼損害補償の保険金
2,000万円	火災保険付保なし	2,000万円
2,000万円	1,000万円	1,000万円
2,000万円	2,000万円	なし

一般には、近隣の火災保険の加入状況を正確に知るのには難しいのではないのでしょうか？ 万一、自分が出火元になった場合に備えて、類焼損害補償は検討しておきたい補償です。

#### 失火責任法(失火ノ責任ニ関スル法律)

民法第七百九条ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス但シ失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

民法(709条)では、故意または過失によって、他人の身体または財産に損害を与えると、不法行為を行った者として損害賠償責任を負うことになります。しかし、日本では木造家屋が多いので、いったん火災が発生すると損害が著しく拡大するおそれがあります。また、日本には火災を天災ととらえる意識もあります。このようなことから、日本では失火責任法を制定して失火者の責任を軽減しました。つまり、失火者に重大な過失がある場合の他は、失火者に民法第709条を適用しないということになります。

## 8

## 賃貸アパートの網戸が外れて通行人を直撃、賠償責任を問われたら…

## 空室リスクも心配

相続対策などによる賃貸アパート・マンションの新築数増加の影響もあり、賃貸アパート・マンションの空室率は全国的に上昇傾向にあります。また、建物の老朽化や競合となる賃貸アパート・マンションの出現により、空室率の上昇と家賃の引き下げ圧力に悩まされるアパート・マンションオーナーも少なくありません。このような状況のもと、無駄なコストを削減したいと考えている経営者にとって、保険料といえども追加で負担することはためらわれるかもしれません。しかし、アパート・マンションオーナーにとって、無視できないリスクもあります。

## 巨額の賠償責任になるおそれも…

実際に、賃貸アパートで2階の部屋の入居者が窓を開けた際、ふとしたはずみで網戸が外れて落下する事故がありました。不幸にもその下の駐車場にいた人の頭に網戸の角の部分が直撃し、大ケガをしたそうです。このような事故の場合、建物の構造や管理状況などに原因があるとすれば、不動産賃貸業者(アパート・マンションオーナー)が賠償責任を問われるおそれがあります。また、不幸にも被害者が死亡したり後遺症を負ったりするような事故になれば、損害賠償額も巨額になるおそれがあります。

賃貸アパート・マンションで起こり得る事故は、上記以外にも次のようなものがあります。

- アパートの外壁の一部が崩れ落ちて、道路に一時停めてあった車のフロントガラスを割って車内に飛び込み運転手がケガをする
- 玄関ホールのタイルが剥がれてできた段差に、入居者がつまずいて転んでケガをする
- 建物内の配管からの水もれが室内にたまり、その水たまりで入居者がすべって転んでケガをする

## 意外に対策は後回し

アパート・マンションオーナーの方は、このようなリスクに無頓着なケースが少なくありません。建物の火災リスクは想定できても、このような賠償リスクはピンとこないというケースもあります。長年経営してきたアパート・マンションオーナーほど、自分自身の経験にないリスクに対する感度が低いといえるかもしれません。

ところが、事故が起きた時の損害額(賠償金額)の大きさを比較すると、特に被害が人のケガなどの場合は賠償金額が数千万円以上に及ぶおそれもあり、アパート・マンションの建物自体の火災の場合と比べても決して無視できるような小さなリスクではありません。

## 借入金の返済と賠償責任でダブルパンチに？

賃貸用アパート・マンションは、建物の老朽化とともに修繕費の負担が大きくなる傾向にあります。また、建物の老朽化につれて空室率は上昇する一方、家賃は下落しがちなため、収入は減少傾向となります。そこに、アパート・マンションの建築資金の借入金返済に加えて、事故による賠償金額の支払い

# 製造業のリスクチェック

リスク対策は  
大丈夫ですか？

対処できているリスクに  
チェックを入れてください。

